

(局)

それでは、只今より、組織改正等に伴う技能職員の勤務労働条件に関する申し入れを受けてまいります。

(支部)

市長が年頭のあいさつの中で組織機構の再編整備に触れ「ゆとりとみどり振興局」のスポーツ及び文化・集客分野と公園分野の分離について明らかにされたものであるが、機構改革については、基本的には管理運営事項に関わる事項であるとはいえ、組合員の働き方に関わる重要な事項であることを認識し、局は、組合員の不安感を払しょくするとともに職場混乱をきたさないよう誠意を持って対処するとともに、組織改正後における2013年度の業務執行体制を早期に明らかにし、技能職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は時期を失することなく労使協議を行うよう、申し入れを行うものである。

(局)

組織改正に関わっては、大阪市事務分掌条例の一部を改正する改正案を議会に上程している状況にあります。

また、組織改正にかかわっては、議会での議決が必要な事項であり、まだ確定したものではありませんが、今回の組織改正にかかわり、勤務時間の変更をはじめとした勤務労働条件の変更等については現在のところ予定しておりません。

また、来年度の業務執行体制については、事務事業の再構築、並びにかかる業務執行体制の再構築について検討・調整を進めているところであります。

特に、技能職員については採用を凍結しており、退職による職員の不補充を基本としていることから、業務執行体制の構築にかかわっては、市民ニーズへの的確な対応を図りながら事務事業の再構築を行い、より効率的・効果的な業務執行体制を構築すべく検討・調整を重ねており、現段階では、それら業務執行体制等の変更に伴う職員の勤務労働条件の変更については想定しておりません。

今後、職員の勤務労働条件に変更が生じることとなった場合には、誠意をもって交渉を行いますので、ご理解・ご協力のほどよろしく申し上げます。